

新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵閣第1299号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
2403.99	2. たばこを含有する吸引用の物品	(新規)
	<p>本品は、電気加熱式デバイスと共に使用されるものである。</p> <p>本品は、円筒形（長さ45ミリメートル、直径7.3ミリメートル）で、たばこプラグ、中空のアセテートチューブ、ポリマー フィルムフィルター、低密度酢酸セルロース製のマウスピースフィルター並びに外面及び口端の紙から成る。</p> <p>たばこプラグは、異なる種類のたばこを含有する粉末、結合剤及び湿潤剤（水、グーガム及び天然のセルロース繊維）並びにエアロゾルの生成を促進するためのグリセリンから製造される。たばこプラグは、アルミニウムラミネート紙に包まれている場合もある。</p> <p>たばこプラグの重量は約0.3グラムである一方で、本品の総重量は0.8グラム程度である。</p> <p>本品は、たばこを燃焼させることなくセンサーで制御された熱を加えるデバイスに挿入して使用される（図2は専ら説明のためのもの）。吸引するために口に入れた際に、本品は、加熱に伴い、ニコチンを含有するエアロゾルを発生させる。</p> <p>通則1及び6を適用</p> <p>図1 たばこスティック</p>	

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>2711.19</p> <p><u>1. 液化石油ガス (LPG)</u></p> <p><u>本品は、エタン (2.0%)、プロパン (66.3%)、n-ブタン (18.7%)、イソブタン (11.7%)、n-ペンタン (0.1%) 及びイソペンタン (1.2%) の混合物から成る。本品は液状で提示される。</u></p> <p><u>本品は、粗油の精製工程又は天然ガスの処理により得られる。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>	<p>(新規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>7004.90</u></p> <p><u>1. Over flow fusion glass plate</u></p> <p><u>本品は、極薄の滑らかかつ平坦なガラス板であり、タブレット、スマートフォンその他の電子装置等の移動式の装置の画面を保護するために使用される。</u></p> <p><u>本品は、均等に攪拌された溶融ガラスを「断熱パイプ」と呼ばれるV字型のトラフに溢れるまで流し入れ、溶融ガラスがそのトラフの外面に均等な二つの流れを形成する工程を伴う方法によって製造される。二つの流れはV字型のトラフの底部で合流する。重力により引き降ろされたガラスのシートは、空気に触れることで冷却され、その後、所定の形状に切断され、適切に包装される。</u></p> <p><u>通則 1、4 及び 6 を適用</u></p>	
<p><u>7312.10</u></p> <p><u>1. 摠り合わせた鋼製のケーブル（ワイヤーライン）</u></p> <p><u>本品は、8 本の撚線（各撚線は 49 本の線で構成されている）から成り、直径 12.06 センチメートル、長さ 242.32 メートルのものである。</u></p> <p><u>当該ケーブルは、絶縁されていない状態でリールに巻かれており、取付けの際に固定点として使用される両端には、圧縮留め具、はめ輪またはフックを有している。</u></p> <p><u>本品は、積荷をけん引するために、ある種の機械の金属製リールに巻きつけられる。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>	<p>(新規)</p> <p>(新規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>7312. 10</u></p> <p><u>2. 撥り合わせた鋼製のケーブル（ワイヤーライン）</u></p> <p>本品は、6 本の撲線（各撲線は 36 本のワイヤーで構成されている）から成り、直径 5.71 センチメートル、長さ 396.24 メートルのものである。</p> <p>当該ケーブルは、絶縁されていない状態でリールに巻かれており、取付けの際に固定点として使用される両端には、圧縮留め具、はめ輪またはフックを有している。</p> <p>本品は、積荷をけん引するために、ある種の機械の金属製リールに巻きつけられる。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>	
<p><u>8415. 90</u></p> <p><u>4. 冷暖房用可変冷媒フロー（VRF）システムの室外機</u></p> <p>本品は、インバーターコンプレッサー、ファン、熱交換器、膨張弁、制御電子機器及び熱回収ユニットで構成されており、また、冷却／加熱サイクルの切換えのための電気機械式の切換えバルブを装備している。本品は、室温の空間に設置された一定数の室内機と配管により接続するように設計されており、内部熱交換システムにおいて中圧の冷媒を使用することができる。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>	<p>(新規)</p> <p>(新規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>8708.99 <u>6. 移動式キャンパー用の取り外し可能なポップトップ (pop-top)</u></p> <p>本品は、後部に荷台を有する車両（ピックアップトラック）の荷台に取り付けるように設計されたものであり、取り付けられた車両を使って、容易に移動することができる。本品は、冷蔵庫、こんろ、生水タンク、車載電力、マットレスなどの固定設備を十分に備えている。</p> <p>本品は、車両に取り付けた状態でも、取り外した（独立した）状態でも宿泊設備として使用できる。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> 	<p>(新規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
9026.20	1. Emergency Kit	(新規)
	<p>本品は、自動車用の小売用セットで、以下の構成要素から成る。</p> <p>－運搬用バッグ（紡織用纖維製） 1 個</p> <p>－自動車用蓄電池のケーブル（ブースターケーブル） 1 セット</p> <p>－タイダウンベルト（安全）、長さ 60 センチメートル（紡織用纖維製） 1 本</p> <p>－接着テープ（紡織用纖維製） 1 卷</p> <p>－タイヤ圧力計 1 個</p> <p>－カッターナイフ 1 個</p> <p>－ヘッドライト 1 個</p> <p>－ヘッドライト用の電池 3 個</p> <p>－プラスチック製三角警告板 1 個</p> <p>－毛布（紡織用纖維製） 1 枚</p> <p>－結束ひも（プラスチックの締め具） 5 本</p> <p>－ニトリル手袋 1 対</p> <p>－緊急防水性衣類（プラスチック製） 1 着</p> <p>通則 1、3 (c) 及び 6 を適用</p> 	

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
9503.00	<p><u>13. ポリウレタン製の抗ストレスボール</u></p> <p>本品は、ストレス解消運動として繰り返し手で握るよう設計されたものである。抗ストレスボールを握ることにより、血液の循環が良くなり、リラックスした感覚がもたらされる。</p> <p><u>通則 1 を適用</u></p>		(新規)